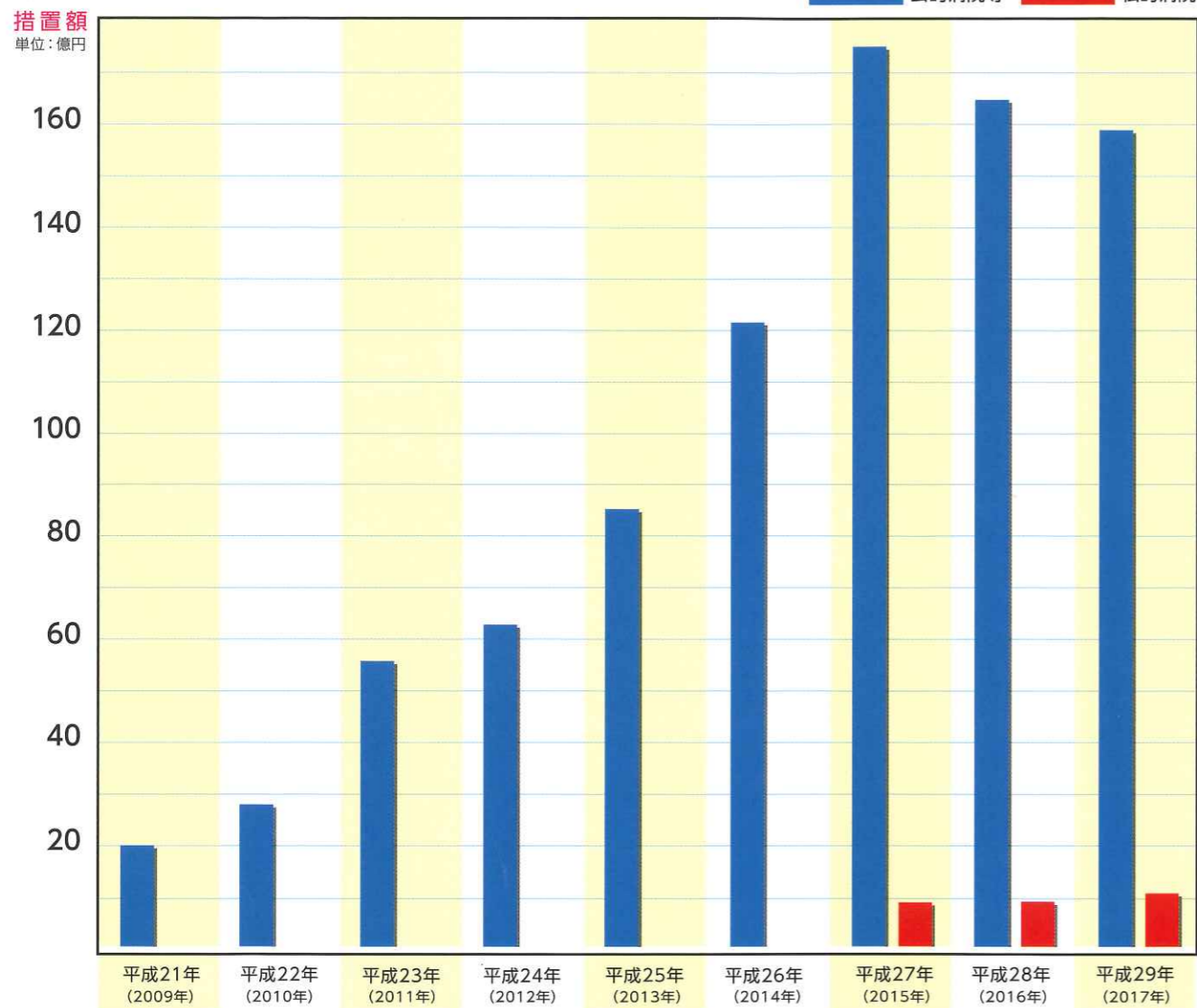


公的病院から私的病院まで拡大
持続可能な救急医療体制構築を支える

「特別交付税制度」 ドキュメント

特別交付税の措置額の推移

公的・私的病院への措置額



グラフで見る私的二次救急病院への特別交付税制度活用の遅れ

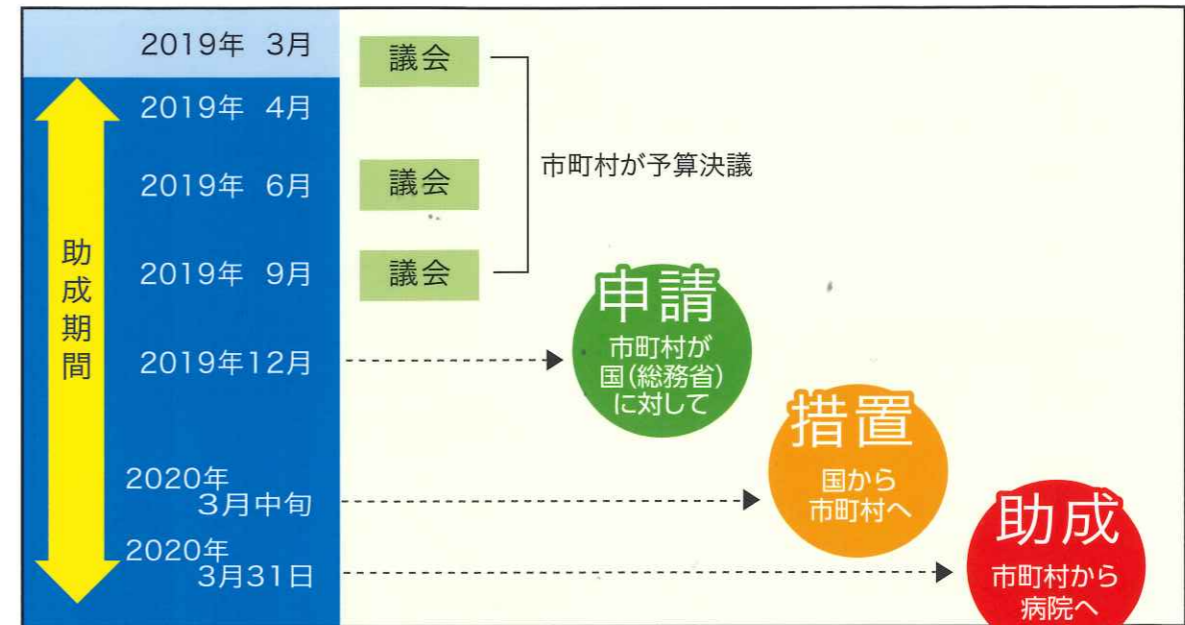
私的病院の特別交付税制度は制度創設時期が公的病院等と比べ3年遅く設立されましたが、後発の措置というだけでなく活用の遅れには他に大きな要因があります。病院関係の補助金・交付金は厚生労働省が出すものと思われていて、総務省が行なう制度の認知がほとんどされてないため活用が大幅に遅れているのです。

私的病院の措置額・対象団体数

年度	措置額	対象団体数	
		うち道府県分	うち市町村分
平成27年 (2015年)	9.4億円	0.8億円	10団体
		8.6億円	241団体
平成28年 (2016年)	9.3億円	0.9億円	12団体
		8.4億円	235団体
平成29年 (2017年)	10.6億円	0.9億円	12団体
		9.7億円	239団体

特別交付税制度実務スケジュールと特別交付税の交付方法

私的病院の実務スケジュール

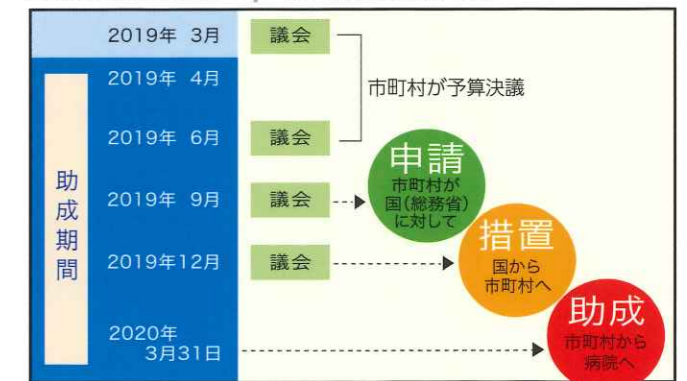


地方交付税は国が都道府県及び市町村に対して交付。医療機関に直接交付ではなく、都道府県及び市町村からの助成金になります。

私的病院、公的病院等どちらに対しての特別交付制度も申請時期と特別交付税措置の時期は異なりますが、地方自治体に先に措置がなされた後、病院に助成されます。地方交付税法上はその算定の大綱を定めるのみであり、具体的な算定方法は特別交付税に関する省令(以下「省令」)に定められております。また、特別交付税には前述した省令に算定式が定められているもの(「ルール分」と呼ばれます)と、省令に算定式が定められていないそれ以外のもの(「勘案分」と呼ばれます)に分類されます。

「ルール分」については算定式に当てはめて計算が可能であり、毎年、申請額の満額が算定されます。特別交付税の総額から「ルール分」として算定された金額を差し引いた残りの金額が、「勘案分」として全国の自治体に配分されます。病院への特別交付税は、「ルール分」のため、省令に記載されている算定式に当てはめて計算した額が算定されます。

公的病院等の実務スケジュール 平成24年12月以降の制度



特別交付税の交付方法

	ルール分(算式分)		勘案分(調整分)
	災害対応分	その他	その他
12月交付分	<ul style="list-style-type: none"> 災害による財政需要の増加または財政収入の減少があること。 	<ul style="list-style-type: none"> 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。(公的病院等への助成に対する特別交付税)等 	なし
3月交付分	<ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病対策に要する経費があること。等 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。(私的二次救急病院に対する特別交付税)等 	<ul style="list-style-type: none"> 地震対策に要する経費が多額であること。 除排雪に要する経費が多額であること。 その他財政需要または財政収入が過大または減少であること。等(20項目限定列挙)